

令和6年度旭川市農業委員会4回総会議事録

- 1 開催日 令和6年7月25日（木曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時55分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C
- 4 出席委員 26名

1番・橋本 幸博	2番・北原 浩美	3番・松原 朗	4番・吉田 豪人
5番・市田 敏行	6番・佐藤 絢也	7番・佐藤 慎二	8番・川上 和幸
9番・小出 範之	11番・湯浅 光二	12番・楠 栄	13番・請川 幹恭
14番・石尾 卓也	15番・只石 博幸	16番・柿木 和恵	17番・廣田 健太郎
18番・廣瀬 康行	19番・小竹 一茂	20番・山中 泰典	21番・千代 圭
22番・佐藤 博則	23番・鈴木 剛	24番・高橋 一政	25番・前田 靖雄
26番・山田 孝	27番・滝川 岳雪		
- 5 欠席委員 10番・中島 張
- 6 事務局職員 太田事務局長 有馬事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 3番・松原 朗 4番・吉田 豪人
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について（審議）
 - (5) 報告第1号 あっせん候補者の登録について
 - (6) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について
 - (8) 報告第4号 農地所有適格法人の報告について
 - (9) 報告第5号 農地法第18条の規定による通知について
 - (10) 報告第6号 現地目証明願について（専決）

○議長（山田 孝） ただ今から、令和6年度旭川市農業委員会第4回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は26名でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（太田事務局長） 事務局。
御報告申し上げます。本日の総会に、10番中島委員から、欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号3番松原委員、4番吉田委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは1ページ及び2ページでございます。
御審議いただきますのは、所有権移転が4件です。
地区の内訳ですが、江神地区が3件、東旭川地区が1件となっております。
番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が農業に精励しようとする案件でございます。
番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号3番につきましては、譲渡人が稼働力不足のため、所有する農地を譲受人に贈与し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号4番につきましては、譲受人が耕作地内の国有地の払い下げを受ける案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページないし4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（山中委員） 事務局。
20番・山中 です。
番号2番及び3番について補足説明します。
番号2番及び3番は同一の譲受人で、千歳市に本社があり、水稻、大豆、そば、馬鈴薯等の生産を行っている農地所有適格法人です。
本市では初めての農地所有ということになりまして、譲受人から提出された、千歳市に提出している直近の農地所有適格法人報告書や千歳市が発行した営農証明書等により許可要件を確認しております。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番及び4番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員（鈴木 剛） 23番鈴木です。
今、説明があったんですが、この譲受人は、音江に土地を持つてる法人ですか？

○事務局（西村副主幹） はい。今回の農地に隣接するような位置の深川市音江町に農地を持っています。

○委員（鈴木 剛） この法人の経営面積はどれ位でしょうか。

○事務局（西村副主幹） 面積は今わかりません。

○委員（鈴木 剛） 何を作付けしているのでしょうか。

○事務局（西村副主幹） 主に水稻と千歳市農業委員会から聞いており、他に畑作、法人登記には畜産の記載もありますが、現在の適格法人報告書では、作物の作付けのみになっているようです。

○委員（鈴木 剛） 以前、話を聞いて、深川の方に見に行ったことがある。

○事務局（太田事務局長） 法人報告書は千歳市からもらっておりますので、数字等、大変恐縮でございますが手元に無いものですから、後ほど、休み時間に確認しまして、今日、帰る前までに報告させていただきたいと思います。

○委員（鈴木 剛） 面積や売上げが分かったら良いと思います。

○事務局(太田事務局長) 面積や売上げを確認して報告させていただきたいと思います。

○議長(山田 孝) 事務局から、後で報告させていただきたいと思います。
他に御意見、御質問ございませんか。

○委員(市田 敏行) 5番市田です。
番号1番の浅野さんですが、経営面積が空欄になっていますが。

○委員(佐藤 慎二) 7番佐藤です。
本件は事務局とも協議しましたが、浅野健次郎氏はまだ経営者になっておらず、自営農業を目指してお父さんから土地を借りたりしてやってるものですから、今回、田中克広さんから農地を買って自営農業を始めようとするものです。
今回、農業者として認められる稼働日数でしたので、今回、初めて農地を持つということになります。

○委員(市田 敏行) 神居古潭の浅野さんの息子さんですか。
分かりました。

○議長(山田 孝) 他に御意見、御質問ございませんか。

○議長(山田 孝) それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
先ほどの数字につきましては、今、事務局に調べていただいております。

○議長(山田 孝) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(川原主任) 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について」を御説明いたします。議案書の3ページ、補足資料の5ページをご覧ください。

当該農地は、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と見込まれる農地として、農地法第33条第1項に該当することから、所有者の探索を行いました。所有者が死亡しており、相続人を特定できませんでした。

そのため、農地法第32条第3項に基づき、その農地の所有者等を確認できない旨を公示し、2か月間の公示期間中に所有者等から申出がなかった場合には農地法第41条第1項に基づき、農地中間管理機構である北海道農業公社に

対してその旨を通知するものです。

2 か月間の公示期間中に所有者等から申出があった場合は、利用意向調査をすることになりますが、申出がなく、農地中間管理機構に対してその旨を通知した後は、農地中間管理機構が北海道に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請し、知事が裁定を行ったときは、農地中間管理機構が利用権を取得し、担い手に貸付けることができるようになります。

現在の予定では、最短で12月に知事の裁定、来年1月の総会で公社から貸し付ける農用地利用集積等促進計画案の審議、2月下旬に促進計画の認可を受ける予定となっております。

各案件の内容等につきましては補足資料に記載しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について異議なしと認め、中間管理機構に通知することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
日程第3 議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは5ページないし15ページでございます。

所有権移転の5件は東鷹栖地区1件、永山地区1件、西神楽地区2件、東旭川地区1件、利用権設定の18件は東鷹栖地区2件、永山地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区14件、合計23件となっております。

集積面積は所有権移転が13.6ha、利用権設定が50.9ha、
合計64.5haでございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

利用権設定の番号7番につきましては、請川委員に関係がありますので、一時退席をお願いします。

○委 員（請川 幹恭） （請川委員 退席）

○議 長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
議案書の１０ページ、利用権設定の番号７番は期間満了による再設定でござ
います。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号７番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号７番について異議なしと認め、計画を決定いた
します。

○委 員（請川 幹恭） （請川委員 着席）

○議 長（山田 孝） 請川委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 事務局。
所有権移転の５件は農地移動適正化あっせん事業による売買が２件、農地保
有合理化事業に基づく北海道農業公社の買入が３件、
利用権設定の１８件のうち、議事参与制限の１件を除いた１７件は、期間満
了による再設定が６件、解約再設定が５件、借主変更が５件、稼働力不足を理
由とした新規案件が１件となっております。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） それでは、所有権設定の番号１番ないし５番、利用権設定の番号１番ないし
６番、８番ないし１８番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議 長（山田 孝） 続きまして、日程第４議案第４号「現地目証明願について（審議）」を上程い
たします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは17ページ及び18ページでございます。

永山地区で1件、江神地区で2件、西神楽地区で2件、東旭川地区で2件、合計で7件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおりとし、証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第5報告第1号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 事務局。
日程第5報告第1号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは19ページでございます。
本件につきましては、永山地区で1件、東鷹栖地区で1件の申出があり、議案書にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」

を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）

事務局。

日程第6報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは21ページないし26ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に11件の届出があり、届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区4件、永山地区1件、西神楽地区2件、東旭川地区4件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第7議案第3号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）

事務局。

日程第7報告第3号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは27ページでございます。

本件は、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、所有権移転による住宅の建築が2件ございました。

番号2番につきましては、前回令和6年度第3回総会で同一の土地に対して農地法第5条の規定による届出があり受理した旨を報告しておりますが、その後、譲受人に変更があったことから再度届出があったものです。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 事務局。
日程第8報告第4号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは29ページでございます。
本件につきましては、報告対象の期間中に9件の法人から報告書の提出がありました。
これらの法人につきまして、補足資料7ページないし15ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第9報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 事務局。
日程第9報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは31ページないし36ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で2件、永山地区で2件、東旭川地区で8件、合計で12件ございました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第10報告第6号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹） 事務局。

日程第10報告第6号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは37ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が5件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度旭川市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

補足資料：総会審議中になされた質問への回答について

総会審議中、議事録にあるとおり、議案第1号番号2番及び3番について鈴木委員から質問があり、その回答が総会終了直後になされ、それについて鈴木委員が了解したので、次のとおり記録する。

1 回答時間 午後1時55分から午後2時5分まで

2 在席委員及び事務局 総会開催中と同じ
職員

3 回答内容

○委員（佐藤 慎二） 本件許可申請内容の調査の過程で得られたデータが見つかった。
本件譲受人の経営面積は次のとおり。

・千歳市 田2.4ha、畑20.1ha

・深川市 田8.7ha、畑0.84ha

- ・ 芦別市 田 0.0ha, 畑 0.06ha
- ・ 合 計 田 11.1ha, 畑 21.0ha

売上高は次のとおり。

- ・ 一昨年 約 2,800 万円
- ・ 去 年 約 2,800 万円

○事務局（西村副主幹）

譲受人から提出された直近の農地所有適格法人報告書を確認した。
それによれば、本件譲受人の経営面積は次のとおり。

- ・ 合 計 田 11.1ha, 畑 21.0ha

直近の売上高は、約 3,674 万円

○委 員（鈴木 剛）

了解した。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

松原 朗

署名委員

吉田 豪人

